

# 令和4年度政府予算編成 並びに施策に関する要請書

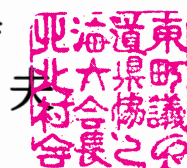
北海道東北六県町村会協議会



北海道東北六県の町村行政推進のため、令和4年度予算編成並びに施策の樹立にあたり、当面緊急に解決を要する次の別記要請事項について特段のご高配を賜るようお願い申し上げます。

令和3年8月

北海道東北六県町村会協議会  
会長 棚野 孝 夫





# 要 請 項 目

1	新型コロナウイルス感染症対策について	1
2	地方創生の推進について	4
3	町村自治の確立について	6
4	町村財政基盤の強化について	7
5	防災・減災、国土強靱化対策について	10
6	再生可能エネルギーを活用した地域の振興について	13
7	持続的な鉄道網の確立について	15
8	新幹線鉄道の建設促進及び並行在来線への財政支援について	16
9	道路網の整備促進及び生活交通路線の維持・確保について	17
10	農業・農村対策の推進について	19
11	森林・林業対策の推進について	23
12	水産業対策の推進について	25
13	地域医療の充実について	28
14	北方領土の早期返還について	31



## 1 新型コロナウイルス感染症対策について

北海道・東北地域の町村では、人口減少、過疎化、少子高齢化が急速に進行し、地域の経済規模が縮小するなど厳しい状況が続く中、新型コロナウイルス感染症は、地域における住民の暮らしや経済活動はもとより、北海道・東北地域全体に深刻な影響を及ぼしている。

については、感染症を早期に終息させるための徹底した対策を引き続き実施するとともに、一日も早く地域が活力を取り戻し、住民が安心した日常生活を送ることができるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

#### 1. 医療・福祉サービス提供体制等の確保

- (1) 公立・公的医療機関においては、新型コロナウイルス感染症に係る患者の受け入れ対策や一般患者の受診・受療動向の変化に伴い、経営に深刻な影響が生じていることから、感染症患者の受け入れの有無に関わらず、経営安定化に資する補助制度の創設や減収に対する交付税措置など、十分な財政支援を講じること
  
- (2) 町村部では医療従事者の不足が常態化している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、公立・公的医療機関における医師や看護師等の確保がさらに困難な状況にあることから、必要な人材を早急に確保することができるよう、抜本的な対策を講じること

- (3) 公立・公的医療機関は拠点機能の有無に関わらず、発熱外来の設置や感染症患者の受け入れなど、感染症対策の中で以前にも増して重要な役割を果たしていることから、将来的な医師数や地域医療構想に関する議論にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応など、その影響をきめ細かく分析した上で慎重に検討すること
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、介護福祉サービスを継続的に提供できるよう、介護福祉施設・事業所等に対する感染防止対策や経営支援など、十分な財政支援を講じるとともに、必要な介護従事者等を確保するための対策を講じること

## 2. 円滑なワクチン接種の実施

- (1) ワクチン接種については、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例等の情報を含め、より具体的に供給スケジュールや配分量等について速やかに示すこと  
また、全ての住民に対し、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を迅速かつわかりやすく周知・広報を行うこと
- (2) ワクチン接種の実施にあたっては、町村の負担が生じないよう、引き続き、全額国費による財政措置を講じること
- (3) 国産の新型コロナウイルス感染症ワクチンの早期開発、安定確保に向けて、国内の製薬会社や研究機関、大学等が積極果敢に開発に取り組むことができるよう、強力な財政支援を行うこと

### 3. 万全な経済・地方財政対策の実施

- (1) 今後の感染拡大による影響の長期化を見据えた中小企業・小規模事業者、飲食・宿泊・観光業等への支援をはじめ、農林漁業者に対する支援、住民生活に不可欠な地域公共交通への支援など、万全な経済対策を実施すること
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動の両立を持続的に可能とし、町村が迅速かつ柔軟に事業を実施できるよう、地方創生臨時交付金の増額など、地域の実情に十分配慮した地方財政対策を講じること
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の克服・地方創生への積極的な取り組みをはじめ、町村が自主性・自立性を発揮し、地域の様々な活性化対策に的確に対応するためには、継続的に安定した自主財源が必要なことから、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること

## 2 地方創生の推進について

北海道・東北地域の町村は、人口減少、過疎化、少子高齢化が急速に進行し、それに伴う地域経済の疲弊などにより厳しい状況にあるものの、これまで、基幹産業の振興や少子化対策、教育、医療・福祉施策の充実など、それぞれ特徴ある施策を展開してきた。

このような中、現在、「地方版総合戦略」に基づき具体的な取り組みを進めるなど、国と一体となって地方創生の実現を目指している。

については、創意と工夫による魅力あるまちづくりを実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 地方が総合戦略に基づく取り組みを着実に推進していけるよう、地方創生推進交付金については、安定的かつ長期的な財政支援とし、所要額を確保した上で採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、柔軟な制度運用を図るとともに、地方負担に対する地方財政措置を確実に講じること  
また、地域連携事業を拡充強化するとともに、対象事業の要件を緩和すること
2. 地方創生拠点整備交付金については、各自治体が計画的に地方創生に資する施設整備を行えるよう継続的かつ安定的に措置すること
3. 「地方版総合戦略」については、効果の検証を重視することとしているが、創意工夫を発揮した独自の施策等に支障を来さぬよう配慮するとともに、機動性が高い運用を図ること

4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等の周知をさらに強化すること
  
5. 地方創生の進展にデジタル社会の推進は重要な役割を果たすことから、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取り組みに対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること  
また、町村が行う光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を継続するとともに、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤をユニバーサルサービスに位置づけることにより、維持管理や更新時における経費の負担軽減を図ること

### 3 町村自治の確立について

北海道・東北地域の町村を取り巻く環境は、過疎化、少子高齢化の進行や人口流出、それに伴う地域産業の衰退など依然として厳しい状況にある。

このような中、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、自らの判断と発想で、地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

ついでには、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会にふさわしい町村自治を確立するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

#### 記

1. 国と地方の役割分担の一層の明確化と財源の伴った権限の移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること  
なお、「提案募集方式」の運用にあたっては、地方の提案が可能な限り反映されるよう努めること
2. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること
3. 市町村合併は本来自主的に行われるものであり、強制しないこと
4. 地域間格差を一層拡大させ、市町村合併が前提で住民自治が埋没する懸念がある道州制は絶対に導入しないこと

## 4 町村財政基盤の強化について

北海道・東北地域の町村は、行政面積が広大で積雪寒冷な気候条件、財政基盤の脆弱な過疎地域などが多く、町村がより自主性・主体性を発揮し、喫緊の課題である地方創生を着実に進めていくためには、財政基盤の強化が不可欠である。

については、北海道・東北地域の町村の置かれている現状とその重要性を十分認識のうえ、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の克服・地方創生への積極的な取り組みをはじめ、町村が自主性・自立性を発揮し、地域の様々な活性化対策に的確に対応するためには、継続的に安定した自主財源が必要なことから、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること（再掲）
2. 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等対策事業費」の算定にあたっては、小規模団体や財政力指数の低い団体に十分配慮すること
3. 北海道・東北地域では、近年、野生鳥獣による農林業被害や、森林の公益的機能の低下に伴う土砂・倒木流出などが見られ、町村においてもこれら状況に対応した取り組みを行っていることから、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど、所要の財政措置を講じるとともに、「林道延長」を補正要素に加えること  
特に、森林面積を算入する際には、歴史的経緯を踏まえるとともに、エゾシカ対策、町村林道の維持管理などは、森林全体に係る財政需要であることから、国有林を含めた算定基準とすること

4. 地方税は、地方自治財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、地方が担うべき事務と責任に見合うよう国税と地方税の税源配分を見直すとともに、地方税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること
5. 税制改正にあたっては、地方の財政運営に十分配慮すること
  - (1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在町村に交付されており、地域振興を図る上での貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること
  - (2) 今後の法人税改革にあたり、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方について検討を行う際には、地域経済・企業経営への影響を踏まえて、引き続き、中小企業への適用については慎重に検討すること
6. 財政基盤の脆弱な過疎町村などが地域経済の確立、生活基盤の確保、教育環境の整備、環境共生社会づくりへの積極的な対応や地域力の強化に取り組むため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の総枠を拡大し、必要額の確保を図ること
7. 北海道・東北地域における町村の多くは財政力が弱く、地域住民の行政ニーズにきめ細かく対応するためには、過疎法などの地域振興法に基づく財政支援などを受けながら、様々な施策の実現に向け努力をしている。

このような中、過疎法などの地域振興法の適用を受けている町村と人口や財政規模があまり変わらない適用外の小規模町村においても同様に、まちづくりを円滑に進められるよう必要な財政支援等について配慮すること

特に、過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業等については、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること

8. 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生ずることがないように、万全の財源措置を講じること
9. 町村では、国による新たな制度・施策の導入など制度改革に伴い、コンピューターのシステム改修などを余儀なくされ、多額の費用を負担しなければならないことから、国においては現状を十分認識するとともに、制度改革等に伴う改修費用等は全額国が財政措置すること  
また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改革の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること
10. 簡易水道事業及び下水道事業における公営企業会計の適用拡大にあたっては、北海道・東北地域のように住居が散在し、積雪寒冷という地理的条件の下では、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、事業規模や地域の実情に応じて弾力的な運用を図るとともに、地方自治体の負担を軽減するため、技術的な支援や財政支援措置を拡充すること
11. 会計年度任用職員制度への移行に伴う給与及び手当支給のための財源措置については、今後も必要な財源を確保すること

## 5 防災・減災、国土強靱化対策について

我が国は地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震や近年の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

特に、令和2年4月に国が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」では、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられており、北海道から東北地方の太平洋側では、最大震度7、高いところで30m弱の津波が想定されていることから、その被害を軽減するための地震・津波対策が喫緊の課題となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること

特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること

また、同加速化対策については、頻発、激甚化する災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること

## 2. 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震対策

(1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る被害想定を踏まえ、ハード・ソフト両面からの総合的な地震・津波対策を推進し、防災・減災の徹底を図ること

特に、積雪寒冷等の地域特性に配慮した施策に対する十分な財政措置を講じること

(2) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と同等の法制度の整備により、財政支援を強化すること

3. 町村が防災・減災対策に関する取り組み等を計画的に推進できるよう、緊急防災・減災事業など各種事業の恒久化を図るとともに、十分な財政措置を講じること

また、集中豪雨・地震等による大規模災害から被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした十分な財政措置を講じること

4. 公共施設等の適正管理の推進にあたっては、中長期的な取り組みが必要であることから、令和3年度で期限切れとなる公共施設等適正管理推進事業債の恒久化や財政措置の充実を図ること

特に、老朽化が著しい施設の解体撤去（除去事業）にあたっては、その元利償還金について交付税措置を講じること

5. 災害時の拠点としての機能と安全性の確保が求められている市町村役場庁舎の建て替えに対する財政支援措置を講じること

6. 防災行政無線のデジタル化の整備に対する財政措置及び移行後の維持管理費に対する継続的な財政措置を講じること

7. 地震津波に関する科学技術に対する支援措置を講じ、研究成果の普及を推進するとともに、防災対応職員等の専門的研修を実施すること

8. 町村において、空き家の活用や除却などの取り組みを円滑に実施できるよう、空き家対策総合支援事業等の十分な予算を確保すること

なお、特定空き家への代執行の手続きを進める際、相続の有無や所有者の所在確認等に多大な労力と時間を要し、費用負担の問題などから代執行ができないこともあるため、事務手続きの簡素化や費用が回収できない場合への財政支援を充実強化するとともに、併せて所有者不明土地の処分も可能とするなど関係法令の整備を図ること

## 6 再生可能エネルギーを活用した地域の振興について

地球温暖化に伴う気候変動への対応や脱炭素社会の実現に向け、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、世界的に様々な取り組みが進められている中で、国内においても、国民生活の安定向上と経済社会の持続的発展を推進するには、エネルギーの安定供給確保が不可欠であり、エネルギー供給源の多様化やエネルギー自給率の向上を図る必要がある。

特に、北海道・東北地域には、太陽光、バイオマス、風力、地熱等の再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、地域産業との連携や地産地消の取り組み等による地域振興への効果が期待されているが、系統設備の増強をはじめ、導入費用等への対策が大きな課題となっている。

については、再生可能エネルギーを活用した、地域の振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 固定価格買取制度の運用にあたっては、地域の実情等を鑑み、安定的・持続的な事業運営が確保されるよう配慮すること
2. 再生可能エネルギーの系統への受け入れ拡大を図ること
3. 発電設備等の導入費用等に対する財政支援の充実強化を図ること
4. 北本連系設備などのさらなる増強を行うとともに、発電施設の分散設置が可能となる送電線等の電力基盤の強化を図ること
5. 安定した電力を供給できる蓄電機能の普及拡大を図ること

6. 水素社会の実現に向けて、豊富な再生可能エネルギーを有する北海道・東北地域を水素技術の実証フィールドとして、モデル的・先進的な取り組みを推進すること

特に、燃料電池自動車の普及を図るため、大都市圏以外の水素ステーションの設置促進のための制度を創設するとともに、購入の補助率を引き上げること

## 7 持続的な鉄道網の確立について

国においては、令和3年3月にJR北海道などへの支援を令和12年度まで継続する国鉄清算事業団債務等処理法の改正を行うとともに、JR北海道に対しては、令和3年度から3年間で1,302億円の財政支援を行うことを決定した。

このことは、平成28年にJR北海道が「単独では維持困難な線区」を発表して以来、関係市町村が強い危機感を持って将来を見据えた議論を重ね、利用促進やコスト削減などに取り組むとともに、「北海道鉄道活性化協議会」の下で官民が連携したオール北海道による運動を展開する中で、国に求めてきた提言が反映されたものと受け止めている。

広大な本道において鉄道は、公共交通ネットワークの背骨として、地域の生活を支え、医療、観光、物流においても重要な役割を担っており、特に国民の食を支え、国内外の多くの人々が利用する本道の鉄道網は、我が国にとって重要な社会基盤として、その維持・確保は「地域」ではなく、「国」全体の問題として捉えるべきものであり、本道の長大な路線を道内自治体が施設を保有して継続的に鉄道運行を担うことも不可能である。

については、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、地域としても利用促進をはじめ可能な限りの協力・支援を行う所存であるので、国においては、本道の持続的な鉄道網の確立に向けて継続的な支援を確実に行うよう強く要望する。

## 8 新幹線鉄道の建設促進及び並行在来線への財政支援について

新幹線鉄道は、国土の均衡ある発展に資することはもとより、我が国における新国土軸の形成を目指している北海道・東北地域の発展に不可欠な骨格路線である。

更に、新幹線や並行在来線である鉄道は、国内の運輸部門における二酸化炭素排出量の割合が他の輸送機関に比べ最も少なく、我が国の温室効果ガス削減にも大きく貢献するものである。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 北海道新幹線「新函館北斗・札幌間」の早期完成を図るとともに、幅広い観点での建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化を図ること
2. フル規格の奥羽新幹線(福島～山形～秋田)及び羽越新幹線(富山～秋田～青森)の実現について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること
3. 新幹線開業により、J Rからの経営分離を伴う並行在来線は、地域住民の重要な足であると同時に、我が国の物流の大動脈として極めて重要な役割を担っていることから、路線維持のための地方負担に係る助成措置等を図ること

## 9 道路網の整備促進及び生活交通路線の維持・確保について

北海道・東北地域は、広域分散型社会を形成するなど、その地理的特性から、人の移動や物資輸送の多くを自動車に依存しているため、道路は地域住民の生活や経済活動を支える社会基盤として、重要な役割を果たしている。

このため、北海道・東北地域の交通ネットワークをより一層充実させるためには、道路整備の進捗状況や積雪寒冷などの地域性を勘案し、道路網の着実な整備促進が求められている。

また、地域住民が安心して利用できる交通体系を確保するには、道路網の整備とあわせて生活交通路線の維持・確保を図ることが必要不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 高規格幹線道路をはじめ地域生活の根幹となる道路の一層の整備促進を図ること
  - (1) 高規格幹線道路の整備促進
    - ①高速自動車国道の建設促進
      - ・着手している区間の早期供用
      - ・基本計画区間及び予定路線区間の整備計画区間への組み入れ
    - ②高規格幹線道路のうち、一般国道自動車専用道路の整備促進
    - ③高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路の整備促進
  - (2) 地域高規格道路の整備促進
  - (3) 国道の整備促進
  - (4) 地方道の整備促進

2. 北海道・東北地域は、その多くが豪雪地帯という地理的・気象的条件にあり、除排雪の充実が住民生活を支える上で非常に大きな課題となっている。

しかしながら、町村の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあることから、市町村道の除排雪に係る必要額の安定的な確保や、年度途中での機動的な除排雪ができる補助制度の充実を図ること

3. 積雪寒冷地域という特殊事情を踏まえ、降雪状況に応じ、国道の適正な除排雪及び防雪対策等が講じられるよう、必要な予算を確保すること

4. 道路やこれらに係る橋りょう、トンネル等の老朽化が進んでいる社会インフラについては、自治体の定めたメンテナンスサイクルなどに基づき、長寿命化対策等が確実に実施できるよう、維持管理・更新に係る安定的な予算を確保するとともに、人材育成（技術者の派遣等）や戦略的な技術開発など技術的支援を推進すること

5. 地域住民の生活に必要な不可欠な地方バス路線の維持・確保対策に必要な予算を十分に確保するとともに、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、徹底して経営支援を行うこと

## 10 農業・農村対策の推進について

北海道・東北地域の農業・農村は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹的産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的・公益的機能を有している。

については、我が国が持続発展していくための最大の社会資本整備が農業・農村の確立にあることを踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

#### 1. 経営安定対策等の充実

(1) 水田農業の持続的な振興を図るため、米の需給・価格の安定が図られる環境を整備するとともに、将来にわたって長期的に安定した農業経営が実施できるよう、万全の対策を講じること

また、地域の裁量で活用できる産地交付金について、必要な予算総額を確保すること

(2) 経営所得安定対策における直接支払交付金について、果樹や野菜なども対象に加えること

(3) 農地管理事業による農地集積を促進する上で、出し手への支援措置である機構集積協力金が重要な役割を担っていることから、制度の維持と財源の安定化を図るとともに、担い手である農地の受け手に対する支援策を創設すること

(4) 日本型直接支払制度の推進にあたっては、必要な予算を確保するとともに、町村負担に対して十分に財政措置を講じること

また、制度を円滑に推進するため、町村の事務負担に対して適切な支援を行うこと

## 2. 食料の安定供給の確保

(1) 国際貿易交渉にあたっては、農畜産物の再生産が引き続き可能となるとともに、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう適切に対応すること

(2) TPP11協定や日EU・EPA及び日米貿易協定等に伴う、農業への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に掲げられた政策が確実に実行され、農畜産業の持続的発展が図られるよう、万全の国内対策を講じること

特に、影響が大きいとされる畜産関係に関し、生産コストの削減、品質向上の目標達成に向けた方法などを国がしっかりと示すこと

また、経営安定対策事業（マルキン）について、しっかりと予算の確保を図ること

(3) 家畜及び輸入農産物の防疫体制の強化を図ること

また、CSF（豚熱）は東北南部まで広がっており、これ以上北上しないよう防疫体制の強化を講じること

さらに、中国等でASF（アフリカ豚熱）の被害が広がっており、輸入防疫体制についても検査の強化を図ること

- (4) 農業経営に占める燃油の割合は極めて高いことから、燃油価格高騰対策など、安定した農業経営が行えるよう、必要な措置を講じること
- (5) 加工食品については、消費者に対し正しい情報を提供するため、不正表示を見逃さない監視体制の強化を図ること

### 3. 農業・農村の持続的発展

- (1) 農業競争力強化及び国土強靱化を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤等の整備が不可欠であることから、農業農村整備事業に必要な予算の確保を図ること
- (2) 産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業等について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること  
特に、産地パワーアップ事業については、北海道・東北地域は全国的にも農地の拡大や生産性の向上に取り組んできたことから、これらの先進的な取り組みを考慮するとともに、地域農業の実情を踏まえ、採択要件を緩和すること
- (3) スマート農業の推進にあたっては、生産現場における省力化や軽労化・生産性の向上等を早期に実現するため、スピード感をもって取り組むとともに、生産現場への導入・普及等の取り組みに対し、十分な支援措置を講じること  
特に、導入の際には、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境の整備及び維持・修繕に対する支援制度を創設すること

- (4) 農林水産業の6次産業化により活力ある農山漁村の再生を図るため、生産流通の合理化・高付加価値など地域の多様な取り組みに対応した施設整備に関する施策を充実するとともに、予算の確保を図ること
- (5) 優れた農畜産物の販路拡大、海外市場への参入などを推進していくため、戦略的な物流基盤、輸出体制及び情報発信の強化を図ること
- (6) シカ、イノシシ、サル、クマ、アライグマ等の野生鳥獣による被害は広域化・深刻化し、営農等に多大な支障が生じているので、「鳥獣被害防止特措法」に基づいた対策の効果が十分に発揮されるよう、地域の実態を踏まえた実施要件の弾力化など必要な対策を講じるとともに、被害防止に向けた取り組みに必要な予算を確保すること
- また、鳥獣被害の最前線にある町村が、保護管理等専門的な知識を有する専門職員を配置できるよう、人件費等に対する支援を講じること
- (7) 近年、クマ類の人里への出没が相次ぎ、人身被害や農畜産物等の被害が危惧されていることから、被害防止対策の拡充や狩猟者の確保と育成を図ること

## 1 1 森林・林業対策の推進について

北海道・東北地域の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では、過疎化・高齢化が進行するなど、町村は厳しい状況におかれている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 全国森林計画に即し、地球温暖化防止対策の推進をはじめ、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の健全な発展、更に、山村の活性化が図られるよう、財源、実施工程、担い手等について、実効性を確保すること
2. 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、公共建築物等木材利用促進法を踏まえた、公共施設や一般住宅への地域材の利用促進及び木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の循環利用を促進するための多面的な施策を展開すること  
また、林業・木材産業成長産業化促進対策については、十分な財源措置をすること
3. 森林病虫害被害防止対策の強化については、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の防除対策の推進並びに駆除技術の研究を促進すること  
特にナラ枯れについては、フェロモン誘引剤による捕殺法の早期実践と防除対策費助成制度の創設をはじめ、被害防止のための技術開発を促進すること  
また、危険な箇所における枯損木の伐採、除去、樹種転換、被害木の利用等に対し支援すること

4. 貴重な森林資源の保全や適切な管理体制を構築するため、土地取引に係る関係法令の整備を早期に行うこと  
また、良好な水資源は、都市を含めた国民全体の将来にわたる財産であることから、森林資源や水資源の保全を図るために行う水源周辺の土地取得に係る財政支援措置を拡充すること
5. 森林整備に必要な費用を森林所有者に交付する「森林環境保全直接支援事業」については、関係者及び町村の意向を踏まえ、森林整備が着実に実施されるよう配慮すること  
また、町村の財政負担及び事務量の増大が生じないよう適切な措置を講じること
6. 林地台帳を適切に管理・運用するため、森林GIS等のシステム環境を整備するとともに、情報収集やデータベース整備等に係る経費について十分な財源を確保すること
7. 森林環境譲与税の活用にあたっては、地域特有の課題に適切に対応するため弾力的な運用を図るとともに、森林経営管理制度の円滑な実行のため実施体制の整備を支援すること  
また、森林環境譲与税の配分については、人口の多い大都市優位の配分基準となっていることから、真に森林整備が必要な自治体に必要な額が配分されるよう、配分の基準を見直すこと

## 1 2 水産業対策の推進について

北海道・東北地域の水産業は、国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。

しかし、水産業及び漁村を巡る環境は、水産資源の枯渇や漁業生産の担い手の減少・高齢化など極めて厳しい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

#### 1. 「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」を踏まえ、東日本大震災からの復興や安全で活力ある漁村づくりなど、具体的施策の速やかな推進を図ること

#### 2. 漁業者の育成・確保

漁業の将来を担う人材の育成・確保を推進し、漁業を持続的に発展させるための施策を継続するとともに、意欲ある新規漁業者を安定的に確保し、定着を図るための支援策を充実すること

#### 3. 漁業経営安定対策の強化

水産物の安定供給を図るため、資源管理・漁業経営安定対策については、漁業経営の実態に配慮した安定的な制度運営に努めること

また、燃油価格高騰対策など、安定した漁業経営が行えるよう、必要な措置を講じること

#### 4. 水産物の供給体制の整備

- (1) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること
- (2) 産地市場の統合及び機能強化により、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工業の体質を強化すること
- (3) 水産物の需給と価格の安定を図るため、漁獲物の調整保管対策を強化すること
- (4) サケ・マスは、北日本の貴重な漁業資源であり、広域的な回遊魚で近年回帰率が減少していることから、資源の回復・安定化を図るため、減少要因の解明に向けた調査研究を加速化するとともに、施設整備に対する支援の充実強化を図ること

#### 5. 水産物輸入割当制度の堅持

WTO非農産品交渉において、輸入割当制度が廃止されれば、国内の優れた水産物が安定的に供給できなくなるばかりか、国内水産業の存続に関わることから、水産物の輸入割当制度の堅持と現行関税率を維持すること

#### 6. 漁場環境の整備・保全

漁場環境及び生態系の保全を図るため、磯焼け現象解消などの藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めるとともに、海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実を図ること

## 7. 漂流・漂着物対策の推進

漁業者や町村に多大な負担を強いている流木、プラスチック類などの漂流・漂着ゴミ及び船舶の回収・処理に必要な費用については、町村の財政負担が生じないように、全額国が負担すること

また、近年増加している漂着木造船については、引き続き、全額国が負担すること

## 8. トド等漁業被害防止対策の推進

トド等は国際的に絶滅の恐れのある希少種とされており、駆除が制限されているが、漁具の破損や漁獲物の食害など、漁業被害に大きな影響を及ぼしているため、駆除枠の拡大を図るほか、助成制度の拡充や新たな支援制度を創設すること

## 9. 外国漁船の違法操業取り締まり等の強化

近年、道東・三陸沖公海への中国漁船等の進出や日本海大和堆周辺などにおける外国漁船の操業が増加する中、水産資源の保存・管理及び漁業秩序を維持するための漁業取り締まりの充実や漁業者の経営安定・被害救済への支援などが求められていることから、外国漁船の違法操業等に対する取り締まり体制等の強化を図ること

## 10. 大型クラゲ被害対策の推進

大型クラゲの大量出現は、大きな漁業被害をもたらすことから、国際協調により早急にその発生原因を究明するとともに、現場で実施可能な駆除技術を開発し、大量発生時には効果的に駆除できるよう、引き続き必要な対策を講じること

### 1 3 地域医療の充実について

自治体が運営する病院や診療所は、地域に不可欠な医療機関として重要な使命と役割を担っており、さらに、新型コロナウイルス感染症対策では、住民への一次対応や感染拡大の防止など重要な役割を果たしている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等により、以前にも増して厳しい経営を強いられているほか、北海道・東北地域では依然として医療従事者不足が深刻な状況にあるなど、地域医療は崩壊の危機に直面している。

については、地域医療の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

#### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策への支援

- (1) 公立・公的医療機関においては、新型コロナウイルス感染症に係る患者の受け入れ対策や一般患者の受診・受療動向の変化に伴い、経営に深刻な影響が生じていることから、感染症患者の受け入れの有無に関わらず、経営安定化に資する補助制度の創設や減収に対する交付税措置など、十分な財政支援を講じること（再掲）
  
- (2) 町村部では医療従事者の不足が常態化している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、公立・公的医療機関における医師や看護師等の確保がさらに困難な状況にあることから、必要な人材を早急に確保することができるよう、抜本的な対策を講じること（再掲）

(3) 公立・公的医療機関は拠点機能の有無に関わらず、発熱外来の設置や感染症患者の受け入れなど、感染症対策の中で以前にも増して重要な役割を果たしていることから、将来的な医師数や地域医療構想に関する議論にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応など、その影響をきめ細かく分析した上で慎重に検討すること（再掲）

## 2. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保

(1) 将来の地域医療のあり方については、地域住民の理解を得ながら関係者間で丁寧に議論を進める必要があるため、国においては、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一律に押し付けるのではなく、地域の実情を十分に踏まえた柔軟な対応を行うこと

(2) 公立・公的医療機関において、地域の実情に応じた病床削減や医療機能の連携・集約化等に対応できるよう、適切かつ十分な財政支援を行うこと

(3) 地域医療介護総合確保基金について、必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること

## 3. 医師及び看護師等の確保対策

(1) 北海道・東北地域における医師の不足や地域偏在を解消するため、需給調整に必要な施策を検討し、一定期間の地方勤務を義務付ける制度の創設など、実効性ある対策を早急に講じること

また、特に不足している産婦人科、小児科、外科、精神科などの医師を早急に確保するとともに、総合診療に従事できる医師の養成・確保を推進すること

- (2) 地域医療を担う医師の養成や地域への定着を促進するため、北海道・東北地域の医学部定員を減員しないこと  
また、北海道地域に新たに医学部を設立（新設・増設・分校方式等）すること
- (3) 新専門医制度について、医師の地域・診療科偏在が助長されないよう、国が責任を持って検証し、地域に必要な医師が確実に配置されるよう、日本専門医機構や関係学会に対して実効性のある対応を求めるなど、必要な対策を講じること
- (4) 医師の働き方改革について、特に医師が不足している町村部の医療機関への影響が大きく、地域医療の崩壊を招く恐れがあることから、地域の実情を踏まえた対策を講じること
- (5) 看護師、助産師、保健師等専門職の養成・確保や定着等を図るため、就労環境整備等について適切な措置を講じること

#### 4. 自治体病院等に対する財政支援の拡充・強化

- (1) 地域の不採算医療を担う自治体病院・診療所は、厳しい財政状況の下で多額の負担を強いられていることから、地方交付税については、その所要額を確実に確保するとともに、医師確保困難地域に対する財政措置の充実など、より一層の財政措置を講じること  
また、地域医療の実情に応じた病床の機能分化及び連携の推進等に対応できるよう、適切かつ十分な財政措置を講じること
- (2) 医療施設の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること  
特に、災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救急救命センターについては迅速に行うこと

## 1 4 北方領土の早期返還について

我が国の固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の一日も早い返還を実現するため、国民世論の結集と国際世論の喚起に努めるとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

### 記

1. 強力な対露外交交渉の推進
2. 北方領土返還要求運動の一層の推進
3. 四島交流事業や北方墓参事業等の円滑実施と交流の拡充による双方の信頼関係の強化
4. 共同経済活動に関する協議の推進
5. 北方領土隣接地域の振興対策の充実強化



# 北海道東北六県町村会協議会

会 長 北海道町村会長 棚 野 孝 夫

副会長 青森県町村会長 船 橋 茂 久

監 事 山形県町村会長 原 田 俊 二

監 事 福島県町村会長 宮 本 皓 一

岩手県町村会長 鈴 木 重 男

宮城県町村会長 櫻 井 公 一

秋田県町村会長 佐々木 哲 男

